

日本実験動物器材協議会会則施行規則

平成22年4月12日

(総 則)

第1条 本会の運営については、本会の会則に定められたことのほかは、この規則による。

(会費等)

第2条 本会の入会金及び会費の金額は次の通りとする。

入会金 ￥150,000-

会費(半期) ￥40,000-

(行事の費用)

第3条 役員会が承認する行事を展開するにあたり必要な費用は、実費をもって清算する。

(事務局運営費)

第4条 事務局の運営費は次の通りとする。

1、事務局費

事務局を会員の事務所内または関連する場所に設営する場合は賃貸料として3ヶ月分¥180,000(月¥60,000)を3月、6月、9月、12月末に支払う。

これは事務局員人件費等を含むものとする。

但し、展示会・講習会等の開催で、特別な出費や人件費等が必要とされる場合は、会長の承認を得てその費用を支払うものとする。

2、その他の費用

積算が可能な事務消耗品、通信費、交通費及びその他必要な費用は毎月定められた日に積算の上会計幹事はその処理に当たる。

(慶 弔)

第5条 1、慶弔については、会長及び副会長の判断により行う。この場合、本会の社会的立場を考慮し、常識的な範囲で対応するものとする。
2、会員は慶弔の対象となる事態を認めたときはすみやかに事務局を通じ、会長、副会長に報告するものとする。
3、会長、副会長は慶弔の行為を行ったとき、その後開催する最初の役員会において報告しなければならない。

(学会等への協力)

- 第6条 1、日本実験動物学会ならびに日本実験動物技術者協会等の学術集会で行われる機器展示等について、当該会長からの管理・運営の要請を受けた場合、積極的に協力する。

(補 則)

- 第7条 1、この規則の制定及び改定については役員会の議決による。
2、規則の制定及び改定がなされたときは、全会員に文書にてすみやかに通知がなされなければならない。
3、会員はこの規則制定及び改定について疑義あるときは、その旨を事務局を通じ会長に申し出るものとする。
4、会長は規則の制定及び改定について会員から疑義が生じたときは役員会を招集し、この疑義に対応しなければならない。
5、定時総会において、その前1年間に制定及び改定が為された規則について、改めて報告及び説明がなされなければならない。

(付 則)

- 第8条 1、この規則の第2条から第6条は、平成2年7月6日から施行された会則第26条及び第30条から第32条の内容に該当するもので、平成7年12月21日から改正のうえ、この規則に移行させたものである。
2、この規則は平成7年12月21日から施行する。
- 第9条 1、この規則の第2条は、事務局の移転等を考慮し会則を改正したものである。
2、この規則の第6条は、当協議会と関係団体との協議のうえ、展示会等の協力要請の方法が明確化されることを期に、会則を改正したものである。
3、この規則の第11条は、当協議会会員数が減じていることを勘案し、役員の数を見直し改正したものである。
4、この規則は平成26年1月1日から施行する。